

営繕工事の予定価格に係る積算内訳の公表に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、総務部（各総合事務所環境建築局及び東部建築住宅事務所を含む。）が所管し発注する営繕工事（建築工事、電気設備工事、機械設備工事、畳工事、植栽工事、昇降機工事等をいう。以下「工事」という。）の予定価格に係る積算内訳の公表に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2 公表の対象とする工事は、競争入札及び随意契約に係るものすべてとする。ただし、予定価格が250万円未満の工事については、対象としないものとする。

(公表の内容)

第3 予定価格の作成に用いた積算内訳について、工事内容を構成する「工事内訳書」、「種目別内訳書」、「科目別内訳書」、「内訳明細書」、「別紙明細書」及び「明細書」の名称、摘要、数量、単位、単価及び金額の資料とする。

(公表の時期)

第4 契約の締結後速やかに公表するものとする。

(公表の場所)

第5 鳥取県発注図書・公表設計書公開サイト（以下「公開サイト」という）にて公開するものとする。

(公表の方法)

第6 閲覧者希望者は公開サイトにて閲覧し、写しの交付は、行わないものとする。

2 公表に関する問い合わせには、応じない。

(公表の期間)

第7 公表する内容を記した資料は、閲覧に供するものとする。

2 閲覧期間は原則として1年間とする。

附 則

この要領は、平成17年1月17日から施行し、平成17年2月1日以降に契約を締結する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成18年7月21日から施行し、平成18年8月1日以降に契約を締結する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成20年5月9日から施行し、平成20年6月1日以降に契約を締結する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、令和5年4月1日以降契約締結する工事及び業務から適用する。

附 則

この要領は、令和6年2月15日から施行し、令和6年2月15日以降に契約締結する工事及び業務から適用する。